

「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

令和2年1月14日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨・改正の骨子

いわゆる届出印を用いない取引口座における事務の円滑化を図るため、顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合に徴求する念書の本人確認方法について変更することとし、「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部を改正することとする。（第2条第2号イ（1））

II. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

（1） 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和2年1月14日（火）から令和2年2月13日（木）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=24>

（2） 意見の記入要領

件名を「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正に対する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-6665-6769）

以 上

「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

令和 2 年 1 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付） 第 2 条 規則第11条第 4 項（規則第13条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 1 （ 現行どおり ） イ・ロ （ 現行どおり ） 2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合 イ 照合通知書 （1） 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載した会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、<u>会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。</u> （2）～（4） （ 現行どおり ） ロ （ 現行どおり ） （1）・（2） （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	（照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付） 第 2 条 （ 同 左 ） 1 （ 省 略 ） イ・ロ （ 省 略 ） 2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合 イ 照合通知書 （1） 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、<u>これに記名なつ印（個人顧客の場合は、署名なつ印）</u>した会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、<u>当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。</u> （2）～（4） （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ） （1）・（2） （ 省 略 ）